熊本県公報

第１３５８６号
令和８年(2026年)
11月10日(火)
(毎週　火・金発行)

目　次

告　　示
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……（高齢者支援課）　1
○漁業権遊漁規則の変更認可……（水産振興課）　1
○漁業権遊漁規則の変更認可……（　〃　）　1
公　　告
○土地改良区の定款変更の認可……（農村計画課）　2
○土地改良区の役員の選任等……（　〃　）　2
登　載　依　頼
○第１６９回都市計画審議会の開催……（都市計画審議会）　3

告　　示

熊本県告示第７７３号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４８条の３第１項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第４８条の８の規定により次のとおり公示する。

令和８年（２０２６年）１１月１０日

熊本県知事　木　村　敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社泗水中央薬局 菊池市泗水町豊水３４９２番地	介護付有料老人ホームつどいの杜 菊池市泗水町豊水３７２７－１	４３１１００４６５	令和８年（２０２６年）１０月２７日	有料老人ホーム

熊本県告示第７７４号

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１７０条第３項の規定により、令和８年（２０２６年）１０月２２日付けで遊漁規則の変更を認可したので、同条第７項の規定により、次のとおり公示する。

令和８年（２０２６年）１１月１０日

熊本県知事　木　村　敬

１　漁業権者の名称及び住所
　氷川漁業協同組合
　八代市鏡町塩浜３９２番地２４
２　漁業権の免許番号
　内共第５号
３　変更の内容
　氷川漁業協同組合第５種共同漁業に関する内共第５号共同漁業権遊漁規則を次のとおり変更する。
　第４条及び第５条の表中「７月１日」を「８月１日」に改める。
４　変更後の遊漁規則の施行の日
　令和９年（２０２７年）１月１日

熊本県告示第７７５号

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１７０条第３項の規定により、令和８年（２０２６年）１０月２２日付けで遊漁規則の変更を認可したので、同条第７項の規定により、次のとおり公示する。

令和８年（２０２６年）１１月１０日

熊本県知事　木　村　敬

１　漁業権者の名称及び住所
　白川漁業協同組合
　菊池郡大津町大字錦野４２７番地３
２　漁業権の免許番号
　内共第２号
３　変更の内容
　白川漁業協同組合第５種共同漁業に関する内共第２号共同漁業権遊漁規則を次のとおり変更する。
　第２条第２項中「、竿釣又は」を「又は竿釣による遊漁の場合には口頭若しくはオンラインで、」に改め、同条第４項中「第５条第１項」を「第６条第１項」に改める。
　第６条第２項中「次に掲げる場所」の次に「又は組合が指定するオンラインシステム」を加える。
　第７条第１項中「遊漁承認証」の次に「（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）」を加え、同条第２項中「場所、」の次に「組合が指定するオンラインシステム」を加える。
４　変更後の遊漁規則の施行の日
　令和８年（２０２６年）１０月２２日

公　　告

熊本県公告第５９１号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区理事長髙嵜哲哉から令和８年（２０２６年）８月２８日付けで申請のあった定款の変更については、令和８年（２０２６年）１０月３０日付けで認可したので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第３項の規定により公告する。

令和８年（２０２６年）１１月１０日

熊本県知事　木　村　敬

熊本県公告第５９２号

熊本市に事務所を置く馬場楠堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１９項の規定により公告する。

令和８年（２０２６年）１１月１０日

熊本県知事　木　村　敬

役職名	氏　　名	住　　所
退任		
理事	桑住　講治	菊池郡菊陽町大字曲手１５５
理事	坂本　哲也	菊池郡菊陽町大字辛川１２６５
理事	坂本　幸則	菊池郡菊陽町大字辛川２０２４
理事	中島　清則	熊本市東区鹿帰瀬町６００
理事	藤本　照義	熊本市東区弓削町７５０
理事	宮本　聖徳	熊本市東区石原３丁目６－５４
理事	村上　浩一	熊本市東区吉原町１
理事	古谷　誠昭	熊本市東区上南部１丁目９－１０
理事	白石　勲	熊本市東区下南部２丁目１６－９３
監事	高田　秀隆	菊池郡菊陽町大字馬場楠４３５
監事	梅田　重廣	熊本市東区弓削町５４３
監事	大津　誠司	熊本市東区上南部３丁目４－２２
就任		
理事	森田　博也	菊池郡菊陽町大字曲手２７８
理事	小牧　博明	菊池郡菊陽町大字辛川１２５３
理事	坂本　幸則	菊池郡菊陽町大字辛川２０２４
理事	瀬上　秀憲	熊本市東区鹿帰瀬町３２３－７
理事	藤本　照義	熊本市東区弓削町７５０
理事	宮田　孝実	熊本市東区弓削町５３９

理事	村上　智徳	熊本市東区中江町２－５
理事	南部　博邦	熊本市東区上南部２丁目１８－２５
理事	白石　勲	熊本市東区下南部２丁目１６－９３
監事	高田　秀隆	菊池郡菊陽町大字馬場楠４３５
監事	藤田　栄次	熊本市東区石原３丁目８－２８
監事	古谷　徳昭	熊本市東区上南部１丁目１５－４８

登載依頼

熊本県都市計画審議会公告第１号

第１６９回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

令和８年（２０２６年）１１月１０日

熊本県都市計画審議会

１　日時

令和８年（２０２６年）１１月２０日（金）午前１０時００分から正午まで

２　場所

熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

熊本県庁行政棟本館５階　審議会室

３　議題

【審議】

（１）大津都市計画都市高速鉄道の決定の件（阿蘇くまもと空港アクセス線）

（２）熊本都市計画都市高速鉄道の変更の件（阿蘇くまもと空港アクセス線）

（３）水俣都市計画公園の変更の件（水俣広域公園）

４　傍聴者の定員

２０名

５　傍聴手続

（１）傍聴を希望される方には、審議会開会の３０分前から１０分前までに、受付にて整理券を配布します。

（２）（１）において配布した整理券を持って、審議会開会１０分前に受付に集合してください。

（３）傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。

（４）傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。

６　傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

（１）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。

（２）はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。

（３）会場内での飲食はできません。

（４）会場内において、写真撮影、録画、録音等はできません。

（５）会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。

（６）その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。

７　留意点

公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第３公開の基準ア又はイに該当する場合に至ったときには、あらかじめ公開・非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により非公開となる場合もあります。

８　問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部道路都市局都市計画課）

電話番号：０９６－３３３－２５２０